四　関係会社（機構が議決権の過半数を実質的に所有している会社（以下この号において「子会社」という。機構及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社もまた機構の子会社とみなす。）及び機構（機構が子会社を有する場合は、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。以下同じ。）の株式の明細
　イ　関係会社の名称
　ロ　一株の額
　ハ　所有株数
　ニ　取得価額
　ホ　貸借対照表計上額（前事業年度末からの増減を含む。）
五　出資先団体に対する出資金の明細
六　関係会社に対する債権及び債務の明細
七　主な費用及び収益に関する事項
　イ　当該事業年度及び前事業年度までに受け入れた国の補助金その他これに準ずるもの（以下「国庫補助金等」という。）の明細（当該事業年度に受け入れた国庫補助金等の名称、国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書における関係についての説明を含む。）
　ロ　役員及び職員の給与の明細
　ハ　特別負担金の収納額、特別資金援助の実施の状況その他特別資金援助に関する経理の明細
　ニ　その他機構の事業の特性を踏まえ、重要と認められる費用及び収益の明細

（収入支出等の報告）

第十四条　機構は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第九条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十五条　法第五十八条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　機構の概要
　イ　事業内容
　ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
　ハ　資本金の額及び政府の出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
　ニ　役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴
　ホ　職員の定数（前事業年度末からの増減を含む。）
　ヘ　機構の沿革（設立の根拠が法である旨を含む。）
　ト　主務大臣が内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣である旨
　チ　運営委員会に関する事項その他の機構の概要
二　当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況
三　資金計画の実施の結果
四　当該事業年度及び前事業年度までの借入金の借入先、借入れに係る目的及び借入金額
五　国庫補助金等の名称、目的及び金額
六　関係会社に関する事項
　イ　関係会社の概況（機構との関係を系統的に示した図を含む。）
　ロ　関係会社に関する事項
　　(1)　名称
　　(2)　事業内容
　　(3)　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
　　(4)　資本金の額
　　(5)　代表者の氏名
　　(6)　役員数
　　(7)　従業員数
　　(8)　機構の持株比率その他の機構との関係の内容
七　機構が対処すべき課題

（決算報告書）

第十六条　法第五十八条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2　前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

（収入支出決算書等）

第十七条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
一　収入　次に掲げる事項
　イ　収入予算額
　ロ　収入決定済額
　ハ　収入予算額と収入決定済額の差額
二　支出　次に掲げる事項
　イ　支出予算額
　ロ　予備費の使用の金額及びその理由
　ハ　流用の金額及びその理由
　ニ　支出予算現額
　ホ　支出決定済額
　ヘ　不用額

2　前条第一項の債務に関する計算書には、第九条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

（閲覧期間）

第十八条　法第五十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（機構の提出書類）

第十九条　原子力損害賠償支援機構法施行令第二条第二項に規定する主務省令で定める書類は、法第五十九条第四項の規定により機構が国庫へ納付する金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。

（借入金の認可の申請）

第二十条　機構は、法第六十条第一項の規定により資金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。
一　借入れを必要とする理由
二　借入金の額
三　借入先
四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　前各号に掲げるもののほか、借入れに関し必要な事項

（余裕金の運用方法）

第二十一条　法第六十二条第三号に規定する主務省令で定める方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

（会計規程）

第二十二条　機構は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

2　前項の会計規程を定めようとするときは、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（検査職員の身分証明書）

第二十三条　法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。